

鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金交付要綱

平成 29 年 10 月 4 日第 201700127738 号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本事業は、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律 242 号）により設立された鳥取県内の漁業協同組合。以下「事業主体」という。）が沖合底びき網漁船を取得し、老朽化の著しい沖合底びき網漁船の代船取得又は新規取得を計画している意欲ある漁業者に貸し付ける場合、その経費の一部を支援することにより、本県の基幹漁業である。沖合底びき網漁業の持続的発展を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第 5 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、事業実施年度の前年度の 3 月 25 日までに行わなければならない。ただし、年度途中に間接補助事業を開始する場合は、事業を開始する日の 20 日前までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第25 条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第7欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

- (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 15 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（進捗状況報告）

- 第 11 条 規則第 17 条第 3 項の規定による報告（以下「進捗状況報告」という。）は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の 4 月 15 日までに行わなければならない。
- 2 前項の報告は様式第 5 号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、進捗状況報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「進捗状況報告控除税額」という。）が当該年度の交付決定控除税額を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、進捗状況報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が進捗状況報告控除税額（当該年度の交付決定控除税額が進捗状況報告控除税額を超えるときは、当該年度の交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 4 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

- 第 12 条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

- 第 13 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
 - 4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 500 千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行し、平成 31 年度に係る補助事業から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体（補助事業者）	6 補助率	7 間接補助事業の重要な変更										
鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業（実施要領に基づき漁船を貸し付ける事業をいう。）	漁業協同組合	<p>事業主体が次の表に掲げるものの取得・修繕に要する経費とする。ただし、各年度ごとの間接補助対象経費の計算は間接補助対象経費を貸付期間（年）で除した額以下とし、貸付期間が年度途中から始まる場合又は貸付期間が年度途中で終了する場合は更に貸付期間（月）/12を乗じた額以下とする。貸付期間は原則として9年以上20年以内とし、本補助金の計算に係る貸付期間には据置期間を含まないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="521 691 1429 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 691 622 735">区分</th> <th data-bbox="622 691 1182 735">項目</th> <th data-bbox="1182 691 1429 735">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 735 622 954">船体</td> <td data-bbox="622 735 1182 954">船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）</td> <td data-bbox="1182 735 1429 1345" rowspan="3">鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 954 622 1129">機関</td> <td data-bbox="622 954 1182 1129">主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 1129 622 1345">設備関係</td> <td data-bbox="622 1129 1182 1345">発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	上限額	船体	船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）	鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。	機関	主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）	設備関係	発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備	4/10	市町村	4/15	<p>1 補助対象経費の増額 2 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>
区分	項目	上限額														
船体	船体（先殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）	鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施要領で定めるところによる1計画承認あたり3億円を上限とする。														
機関	主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等）															
設備関係	発電機、航海灯、作業灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（GPS）、魚群探知機、揚網・縄器（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備															

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画（又は事業実績）

事業 主体名	漁船 使用者	漁船の 概要 (漁船名・ 漁船の規 模・能力)	リース 期間	事業費 (リース 料のうち 補助対象 経費部分)	負担区分			備考
					県	市町村	その他	

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

4 事業完了予定年月日（完了年月日）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 添付書類

(1) 鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業実施計画認定通知書の写し

(2) 中古船においては造船所等が発行する貸付対象漁船の耐用を証する書類（耐用証明）の写し

(3) 漁船取得価格の証明書類（請求書・納品書及び支払を証明する書類）の写し

(4) 漁船のリース契約書の写し

(5) 市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱

(6) 事業実施主体からの交付申請書（実績報告書）の写し等、間接補助事業の収支予算（精算）額が確認できる書類

(注) 事業計画書には、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)を添付し、事業報告書には(6)を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
市町村補助金					
その他					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	精算額	比較増減		備考
			増	減	
鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業（実施要領に基づき漁船を貸し付ける事業をいう）					
計					

様

鳥取県知事 氏 名 印

〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、別紙のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金交付要綱（〇年〇月〇日付〇〇第〇〇号〇〇〇〇部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号別紙

〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金支払計画表

(単位：円)

年度	算定基準額	交付決定額
〇〇年度		
合計		

様

職氏名

印

〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金について鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金交付要綱第10条第4項（第11条第4項）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額等（17条第3項に基づく進捗状況報告額）
（ 年 月 日 付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 実績報告控除税額
（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）
（進捗報告控除税額（当該年度の交付決定控除税額が進捗状況報告控除税額を超えるときは、当該進捗状況報告控除税額））
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3-2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額
金 円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

様

職氏名

印

（当初交付決定年度）〇〇年度鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金進捗状況報告書

平成 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の（実施年度）〇〇年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 進捗状況

補助金等の名称	鳥取県沖合底びき網漁船代船建造推進事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定		
〇〇年度までの実績 ①		
〇〇年度における実績 ②		
〇〇年度以降の実施予定 ③		

（注）①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。

2 添付書類

（1）事業実施主体からの事業報告書の写し等、間接補助事業の進捗状況が確認できる書類